

「どうみん割」の4月以降の変更点について

国の補助事業である「地域観光事業支援」の交付要綱が3月25日付けで改正されたことなどから、同事業を活用して実施する「どうみん割」の取扱いを次のとおり変更した。

1 支援対象範囲の拡大（地域ブロックへの拡大）

- 国の要綱改正により、県民割の支援対象範囲が地域ブロックに拡大されたことから、**東北各県の県民を利用対象者に追加**
 - ※ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 岩手県、宮城県、秋田県及び山形県については、4月1日から開始。
青森県及び福島県については、先方の準備が整い次第、開始。

2 利用条件の変更（ワクチン・検査の取扱いの変更）

- 国の要綱改正に基づき、次のとおり利用条件を変更
 - ・ **道民の利用**
ワクチンの2回接種又は検査の陰性結果が必要（従来から変更なし）
※ ただし、道民が東北各県の県民割を利用する場合、
ワクチンの3回接種または検査の陰性結果が必要
 - ・ **東北各県民の利用**
ワクチンの3回接種又は検査の陰性結果が必要

3 ワークেশョンの追加

ワークেশョンについて、ビジネス目的と観光目的を併せ持つ滞在型旅行と捉え、参画事業者が造成・販売する2週間（14泊）までのワークেশョン用の連泊プランについて、4月1日から**割引対象に追加**。

4 改正後の制度の実施日程

上記の改正を反映した制度について、次の日程で実施。

対外的発表	予約・販売開始	事業期間
3月29日(火)	3月29日(火)	4月1日(金)～4月29日(金)（フェックア外）